



複数の問題行動をする普通解雇

1、パナソニックアドバンストテクノロジー事件（大阪地判平成30・9・12）は、Y会社が、Xの複数の問題行動を理由として普通解雇したことの有効性が争われた事件です。

本件は、業務指示違反や産業医等に対する誹謗・中傷行為を理由とする出勤停止の懲戒処分を受けたXが、その処分後の約5ヵ月間に問題行動を繰り返したとして、Y会社が当初はXの懲戒解雇を検討したが、懲戒解雇の処分はせずに普通解雇したという事案です。

2、Y社が主張した解雇事由（Xの問題行動）は次のとおり

①Xは、A上司の暴行によつて傷害を負ったという、事實に反する被害届を警察に提出しA上司を誹謗・中傷した。

②Xは、A上司が虚偽説明や事實を隠蔽したという内容のメールをA上司の上司等に送信した。

③Xは、B上司等に「出るとこに出る」「警察にも行つて」と発言し、Bらを誹謗・中傷し、この件に関するY会社の事情聴取にも応じなかつた。

④Xは、上司から脅迫されたと職場内で大声を發し、警察に電話をかけて警察官を呼び、社



理由とする普通解雇

長にメール送信した。

⑤Xは、自宅待機命令の通知

のため会議室に来るよう指示を受けたがこれを拒否し、呼びに来た上司に対して「過去に監禁された」等と大声を発した。

⑥Xは、週間計画を立てるよう繰り返し指示されたのに根拠のない理由を並べて従わなかった。Y会社が解雇事由として主張した多数の問題行動の存在をおおむね認定したものが、それらを個別にみる限りにおいて、いずれも普通解雇の客観的合理的理由にはならないと判断しました。

そのうえで、Xが、以前に本件の解雇事由の対象行為と類似する行為を理由として、出勤停止の懲戒処分を受けていること等過去の経緯を踏まえた上でXの問題行動を全体としてみたと反するものであり、「送信行為は不適切である」が、「Y会社や上司の受けた影響は限定して、Xに対する解雇は無効と



判断したのです。

4、使用者が労働者の問題行動を理由に解雇した事案で、個々の問題行動が単独では解雇事由には該当しない場合でも、それが多数回繰り返されることで総合評価され普通解雇が有効と判断された裁判例もあります（ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド事件等）が、本件ではそれが認められませんでした。

3、これらY会社の主張に対する裁判所の判断は、①について「Xが傷害を負ったと認識したことは不合理又は客観的事実に明白に反するまではいえない」、②についてXが送信したメールの内容は、客観的事実に反するものであり、「送信行為は不適切である」が、「Y会社や上司の受けた影響は限定して、Xに対する解雇は無効と

局紛争調整委員

イラスト・源 安孝